

日本の鍼灸 100 年、何が変わったのか？なぜ故、変わらないのか？

箕輪政博
社会鍼灸学研究会副代表

1. 緒言

余程のことがない限り、鍼灸関連の記事がマスコミのトップになることはない。1988(昭和63)年5月16日付、毎日新聞(夕刊)(図1)の一面をここに挙げる。東洋医学のブーム、鍼灸師を”準医師”に格上げ、飛躍的な需要の増加、質の高い鍼灸師などといった記事内容に心躍らせ、将来への期待を大きくしたもののが多かったはずだ。丁度、鍼灸専門学校で学んでいた筆者もその一人だった。戦後四十年間、地位向上を求めてきた鍼灸師団体の念願でもあった、とも書いてある。いわゆる、あはき法(法律217号)の大改正から27年、本稿では、忘れてはならない社会鍼灸学の重要な史実の記録と検証を主眼として、本研究会での過去のディスカッションを踏まえ、日本社会における鍼灸の立ち位置について革めて考察する。



図1 「準医師」が目を引く新聞トップ記事

2. 駒井一雄と療養費の成立

1938(昭和13)年、厚生省が内務省から独立設置され、同年、現代皆保険制度の原型となる旧国民健康保険法が制定された。この動きに併せて、現在の鍼灸マッサージの療養費支給に近い形が導入されたのだった。そして、この重大な鍼灸史実が、灸の研究で京都大学から博士号を取得した滋賀県出身の医師駒井一雄の孤軍奮闘に依ることは、鍼灸界では

あまり顧みられていない。駒井の責任で監修・出版され、のちに竹山晋一郎(晋民)が編集者となる『東邦醫學』では、当時の経緯について駒井自らが詳細に報告している。

明治維新以降、国策としての西洋医学の導入と整備・進展が進み、徐々に庶民へもその恩恵が浸透していったことは、保険制度のようなソフト面の整備でも分かる。その一方で、鍼灸マッサージに関しては、非西洋的・科学的であることを盾に、国や行政からは消極的な扱いを受けていた。そのようななかでも、灸治療(墨灸)を主体にしていた駒井は、鍼灸の社会的認知や鍼灸師の地位向上のために日夜務めていた。当時の鍼灸を取り巻く社会的な状況からは、制度の全体的な改定や新設は不可能に近いことと判断し、何としも国民健康保険制度に参入することが鍼灸界にとっては得策であると考えた駒井は、門前に市ができると言われたほど超多忙な診療の合間に、滋賀県から大阪や東京に何度も赴きロビー活動を行った。その結果、国民健康保険に関する国会委員会での質疑に鍼灸マッサージの適応が俎上にのり、地方の判断で一部適応可能であるという答弁を勝ち取り制度に滑り込むことができたのだった。

その背景には、当時の保健医療事情=地方の医師不足=医療提供格差があり、国民の医療へのニーズを鍼灸マッサージが一部補完する意味合いも含まれていた。さらに、重要なことはそのニーズを形にするには、鍼灸マッサージに関する組合が代弁すべきであり、駒井は、全国横断または縦断した組合結成の必要性も説いていた。

この駒井の一連の活動に並行して、興味深い事実が『東邦醫學』(図2)に綴られている。当時、鍼灸界で「大日本鍼灸醫会」を率いていた、現明治国際医療大学の前身である明治鍼灸学校(戦前)の創設者でもあった、山崎直史(良斎)の動きである。山崎らは鍼灸師の地位や生活向上を目標に「鍼灸醫師法」

制定運動を展開していた。山崎らの活動で、「鍼灸醫師法」は貴族院通過まで漕ぎつけたが実際の法制化は実現できなかった。山崎らは、駒井の一連の活動が「鍼灸醫師法」制定運動に水を差すと判断し、公に反旗を翻していた。しかし、駒井は自らのルートやロビー活動から、山崎らの活動には無理があることを冷静に判断し、国民健康保険参入運動へ斯界の団結を説いていた。この経緯に関して山崎らに対する、少々感情的な「反駁論争」が同誌では展開されている。

戦時体制の強化や山崎の逝去（昭和15年）で、「鍼灸醫師法」制定運動は鍼灸史上から葬られたかのようである。そして、現代の斯界や鍼灸師は、経絡治療の礎を築いた駒井一雄の尽力に恩恵を受けていることはあまり認識されていない。

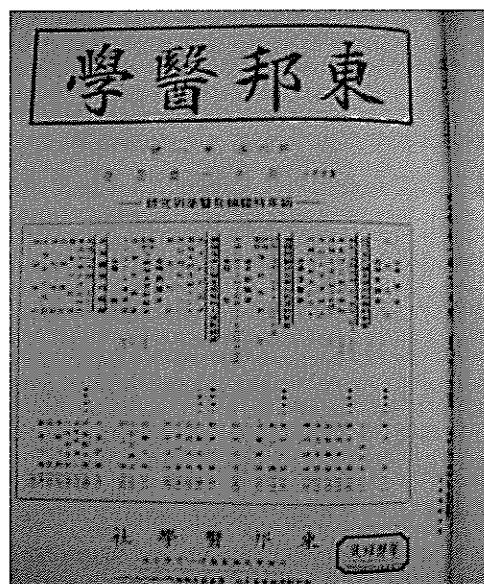


図2 東邦醫學
内容が濃く質の高い雑誌だった

3. 第一回参議院議員・鍼灸師、小林勝馬

戦後新憲法下での記念すべき第一回参議院議員、斯界の推薦で全国区から出馬、期待を一身に背負い見事に当選した小林勝馬。鍼灸師であった小林は、任期中に27本の質問主意書を提出し、その内6本が鍼灸（含むあん摩）関連であった。

第一回国会、昭和二十二年九月十六日配付の質問第五十二号は「鍼・灸・按・マツサージ業者に対する大学専門教育機関設置に関する質問主意書」で、内容は以下の通りであつた。

「鍼・灸・按・マツサージ医術は永い伝統と特殊の技術とに依つて現代医学に対し特異の存在となつて居る。しかしながら次第に理論的な研究が行われ現代医学をも取り入れた高度の技術を要求せられつつあるのである。併しに於て十万業者の再教育及び鍼・灸・按・マツサージ医術に科学性と学問的体系を与え今後現代医学の一翼として行く為に之の研究機関を必要とするは言を俟たない。政府は鍼・灸・按・マツサージ業者に対して大学専門教育機関設置の意志なきや質問する」であった。

この質問に対し、昭和二十二年九月二十五日配付、当時の内閣総理大臣 片山哲の書面答弁（答弁書第五十二号）では「鍼・灸・按・マツサージ医術は、永い伝統を持つ特殊技術であるが、学理的に未だ十分究明せられていないことは、御承知の通りである。将来これを学問的に研究し体系づけて、それに基いて技術者が養成されることは、望ましいことであるが本来の医学教育との関聯もあり、今早急にそれらの養成機関としての大学専門学校等を設置する考えは持つていない」というものだった。

現専門学校のルーツは実業学校だったので、戦後制定された、法律217号に基づく専修学校は比較的容易に設置された。紆余曲折があったものの、文部科学省（国）に認可された鍼灸に関する大学が10校以上設置された現代は、斯界の願いが実現されたといえるかもしれない。しかし、1998（平成10）年の福岡地裁判決（福岡判決）以降、ラッシュのように新設された専門学校は経済原理通りの淘汰の時代を迎える、肝心の大学は入口や出口のみならず教育の実質にも課題を抱える実情をどのように考えたらいいのだろう。

4. 厚生省の見解

1988（昭和63）年の大改正では、東洋医学的診療を法律上「医療」として認めることにはならないが、厚生省は地位改善の第一歩と位置づけ、将来は検討していく可能性を否定していない、と新聞報道されていた。1988年が、「地位改善の第一歩」だったのだろうか。そ

して、その後、その第一歩のより、2015年の現在、はたして地位は改善されたのか？

『東邦醫學』(図3)をさらに引用する。

1939(昭和14)年9月9日、駒井が主催し、厚生省衛生局の医務課長、野間正秋氏を囲んで、山崎直史、保寶弥一郎、柳谷素靈、坂本貢、代田文誌、竹山晋民などといった当時の日本斯界を代表する鍼灸師と藤井秀二、矢数有道ら医師数名が、座談会(駒井弁)を設けていた。



図3 東邦醫學 あまり知られていないかった事実

竹山が司会で野間課長から、鍼灸術に対する考え方や、(実現は見なかった)規則改正の根本方針を訊き出し、野間は、「国民の健康保持が重要な課題になってきて、医療の制度改善が急務である。しかし、国としては鍼灸の実状を調査把握していない。鍼灸行為が営業というのは矛盾があるようにも思われるが、実質的向上があつて立法が伴うものである。医師法並みの鍼灸師法の制定は無理であろう。復興気運は理解している。この機会にこそ謹慎と研究が特別に必要である」と述べたのであった。以上は筆者が抜粋した内容であるが、實際には約1.5万文字にも及ぶもので、当時の日本の衛生思想や世界を鑑みた方針、医療制度や法的な視点はとても説得力があるし、鍼灸に対する分析や漢方にまで言及する、野間の知識の豊富さには驚かされる。約75年前とはいえ、お役所が鍼灸に対して、俯瞰的か

つ客観的に分析し克明に記録されたものは、一見に値する内容であり、鍼灸史実でもある。

残念ながら、この野間の発言を裏付けるかのように、1942(昭和17)年、医療制度の根本的改革を図るために制定された「国民医療法」における医療関係者に鍼灸按摩師は含まれなかつた。

戦後、法律217号が制定された際の厚生省の見解を二つ示す。制定翌年、1948(昭和23)年に発行された『あん摩はりきゆう柔道整復等 営業法の解説』では、厚生事務官の鈴村信吾と同じく技官の芦田定蔵が、あはきは、「医業の一部」であることを何度も明言している。一方では、制定に関して、あはきの伝統は認めながらも、「医療制度の外側において制度的に認める」としたことが『厚生省五十年史』には記述されている。

ここでは、主に文献に記録された厚生省の見解を引用したが、似たような記録はほかにいくらもある。今も昔も日本の医療を統括しているのは、厚生(労働)省であり、当該省庁の見解を問い合わせたいというのは筋であるとは思う。しかし、期待を持たせたり肩すかしで交わしたりと、厚生省の姿勢が一貫していないことは歴史が証明しているのだった。つまり、お役所は鍼灸をどうにもしてくれない、のである。

「社会的地位の向上というのは、法律や規則の問題ではないと思ふ、寧ろ鍼灸術といふものに対して、国民がどういふ認識を持つかといふことで定まることと思ひます」と、75年前に野間医務課長がいみじくも語っていた。

5. 小括一

近代から現代の鍼灸史を概観してみる。明治維新によりほぼ消えかけた鍼灸は、視覚障害者の保護という意味も含めて江戸時代からの流れを堅持し、民意にも支持され徐々に自由市場を形成するようになり、その実情を示すように1911(明治44)年、「営業取締規則」という形で日本国家において初めて制度化された。教育体制の整備や組合も結成され、近代の健康ブームなどにも後押しされて根強いニーズとともに伸展していった。鍼灸界は絶えず地位向上をテーマとして活動し続け、全

体の足並みの乱れは見られたものの、戦前には国民健康保険制度の端に組み入れられた。しかし、土台の脆さ故、第二次世界大戦で壊滅的な状況を招いた。追い討ちを掛けるような戦後のGHQ旋風で炎が消えかかるも、晴盲一致団結し存続を勝ち取り、新憲法下、1947(昭和22)年「営業法」(法律217号)として現行の法律制定を見た。その後、「営業法」から「身分法」へ名称が転換され、1988(昭和63)年の斯界の念願であった大改正を経て、福岡判決まで、約50年間は、ハリ麻酔や東洋医学ブームなどや新規参入規制を背景に安定期といえるような時代を体験した。規制緩和や経済の自由競争化という現代社会の流れをうけ、専門学校の新設ラッシュと大学教育化が進行するも、先行きの見えない需要の低迷という斯界の根幹を揺るがしかねない状況を招いている。

制度制定から百年以上経過した。1939(昭和14)年頃、国民健康保険への参入を機会に、斯界の念願でもあった「営業取締」という趣旨の規則改定の機運が盛り上がったが、これも実現を見なかった。戦後の営業法は営業取締規則が雛形であるし、現在の法律217号も、大改正で「国家試験」に纏わる部分が加筆的になっただけで、法律の趣旨的なことは大幅な改変はなされていない。

戦前から斯界の願いであった「営業取締」から、戦後「取締」が、その後「営業」が削除されたが、いわゆる医療あるいは医療職としての質を国民に担保するという法律ではないという歴史的・社会的事実を改めて認識すべきであろう。

国民の代表である国会議員が国会で法律を策定する、これは小学生でも知っている。小林以降、鍼灸を代弁する国会議員はない。業団の後押しで「鍼灸マッサージを考える国会議員の会」が結成されていると聞くが、実際の動きは国民や鍼灸界でもあまり知られていない。小泉純一郎首相時代、国会での鍼灸に関する答弁や民主党政権下では代替医療の推進方針など公約として掲げられていたこともトピック的だが、法改正はもとより、制度改善までには至っていないのが現実である。

6. 現代の実像

矢野らが継続的に行っている鍼灸市場に関する調査研究「我が国における鍼灸療法の受療状況に関する調査」は、社会調査として精度が高く日本における鍼灸の社会的側面を表現するものとして信頼できる。その報告では、2014年の鍼灸の年間利用率は4.9%と2013年の5.6%からさらに低くなり、危機的な状況であるという。福岡判決以降の負のスパイラルの結果、国民の鍼灸療法に対する信頼の失墜を招いた。この深刻な状況を乗り越えるには、医療制度内に鍼灸を位置づける法整備と鍼灸教育制度に大胆にメスを入れ、質の高い鍼灸師の養成を断行しなければならないとしている。

それまでの規制に保護された状況から、市場競争原理に曝された結果、土台の脆さ故、自らの質の低さを露呈してしまった。これまで述べ来た斯界の活動と国の対応、旧態依然とした実情、一方では凄まじい発展と目まぐるしいほど分化が伸展してしまった日本の医療、この大きな壁と格差を乗り越えて医療制度に参入するには、どのような戦略が必要なのか。筆者の稚拙な脳と力ではとうてい思いつかない。

第1回の本研究会で、福岡判決の経緯とその後の鍼灸専門学校の新設について検証した。淘汰の時代を迎えた今、再度テーマとし、併せて、鍼灸関連大学の設置が国民に還元できたことは何だったのかを考察することが必要だろう。さらに、斯界の念願で質の向上を目指した1988年の大改正を経て、福岡裁判という大波を受けた後に「鍼灸師の質」は本当に低下したのか、だとすれば、どこがどのように低下し、その要因は何なのかを議論することも求められる。

国民の鍼灸利用率は低下傾向であることが実証された。しかし、興味深い事に鍼灸マッサージの療養費は年々増加(平成24年度ははりきゅうが358億円(前年度比+1.8%)、マッサージが610億円(同+9.0%))しているのであった。この虎の子のような金額を裏付ける制度が、鍼灸界からは反旗を翻された駒井の尽力であるという皮肉な事実。駒井の業績を忘れた現在、制度制定や改善に向けて、足並

みの揃わなかつた斯界の歴史を何もなかつたように看過して、将来を見通すのは正しい姿勢といえるのだろうか。

7. 避けては通れない永遠の課題

斯界の一角であるが、なかなか見えにくく、誰もが触れにくい、視覚障害者との関係。長年、晴眼者として盲教育に従事してきたこともあり、敢えて触れてこなかつたことについて、この区切りで独白する。

視覚障害者のあはき教育は福祉制度の雛型であり、明治時代から国家（文部省）の制度として位置づけられていた。「障害」がまず前面にあり、「福祉」であるということは、晴眼鍼灸師やその業団には、理解しにくい側面なのである。視覚障害者側は、それが盾であり、歴史的に国家に支持され鍼灸を支えてきたという自負があることも、晴眼者側にはなかなか分かりにくいことだと思われる。

一面、特に教員集団は芹沢勝助や矢野忠氏のような人材を輩出した、鍼灸のみならず抜きんでた能力をもつ頭脳集団でもあるのだ。視覚障害者の鍼灸教育は、弱いものの立場に立ち、丁寧で分かりやすく、理解するまで教えるという理想的な教育がなされていることもあまり知られていない。晴眼者の鍼灸教育＝授業と比較すれば一目瞭然であろう。

障害者の真の困難は、当事者でなければわからない。そして、同情は禁物である。鍼灸を志すものの純粹なベクトルとは次元が全く異なるので、お互い理解しろというのは水に油かもしれない。障害者側も少數被害者意識を強く前面に押し出すケースが時にあり、それは、議論としては全く成り立たず、返って禁触イメージを強く植え付けてしまうのを忘れることがある。

このように、「障害・福祉」と「鍼灸」という相容れない課題があるなか、ここでの主題・難題である「日本の鍼灸」を同じ土俵でディスカッションするには齟齬が生じるのは明らかである。お互いを披瀝し理解を進め、鍼灸の立て直しのためにブレーンを収斂することが望ましい、と、きれいごとは誰にでもいえる。だが、近代の鍼灸雑誌上での視覚障害者に対する見苦しい感情論を見聞したり、

あの柳谷と芹沢が「晴盲携えて」と唱えても、一向に共感や連帯は生まれなかつた歴史を考えると、非常に複雑な気持ちになる。国の保護や法律に守られ鍼灸を学ばされたものと、絶えず自腹を切り鍼灸を学び臨床を愛するものが、感情論を抜きに日本の鍼灸の未来について議論できる日はくるのか？

そんな視覚障害者も、全国の特別支援（盲）学校ではあき教育を学ぶ生徒が1000人を下回るという、こちらも厳しい冬の時代を迎えているのだった。

8. 小括二

国民に著しい不利益があり改善改変したいという大きい声、あるいは国民の健康や生活に大きく貢献するというニーズがあつて始めて社会は変わるものだろう。鍼灸を愛する施術者と利用者によって近代から細々と支えられてきたが、多くの国民のニーズを喚起し、制度をダイナミックに動かすことはできなかった。不利益を被っているのは鍼灸マッサージ師だけなのかもしれない。

斯界の百年を省みる。最初の制度は国が作った。ある意味、上から強制的に取締を受けたのだった。それから現在まで、斯界のテーマと活動により、勝ち得たものは何だったのか。近代日本で様々な文化や制度が胎動し活性化していくように、鍼灸という社会現象も活気を帯びていた。その活気に支えられ、教育なども含めた現代斯界に近い形が出来上がっていたと考えられる。

GHQ 旋風という制度消滅の危機を乗り切ったのは、斯界の一致団結という、いわば文殊の智慧であった。鍼灸史上、社会的に影響力のあった事実として後世に語り継がれることだろう。しかし、それ以前も今も、業界にとってはマイナスであることは誰にも分るのに大団結できない業団。感情的な問題や歴史的な難題もあるが、そろそろ未来を見据えて正面から考察して議論してもいいのではなかろうか。

戦後の安定期、鍼麻酔や東洋医学ブームに便乗し、斯界の念願が1988年に叶う。国家資格として医療職の一員に加わったことは、全国紙の一面を飾るほどポジティブな史実とし

て銘記されるだろう。書面上では国民に鍼灸の質を担保したが、実質は果たして向上したのか、そして国民に還元できたことはなんだっただろうか。

福岡判決とは、当初から斯界が展望を持つて切り出したものではなく、柔道整復専門学校の新規参入者=外部の力によるものであった。幸か不幸か、当時の規制緩和という社会の流れを受け、あえなく乱立を招き、戦後からの安定期に終わりを告げる史実となってしまった。福岡判決の影響で鍼灸師数が右上がりに増加し、利用率=市場が危機的に低迷した結果、喰えないあるいは収入の低下した鍼灸師が増えたのだ。厳しい状況下で例外的に喜んでいるのは、新規参入し経営が順調な学校経営者と新たに職を得た教育関係者だけである。

そして、まさに今また、鍼灸学校の新規参入数校があん摩科の新設を企て、厚生労働省に申請を行っている。あん摩科の場合は法律217号の第19条により規制を受けていた訳だが、仮に今後、この申請が承認されたり、事によっては第19条の改正などが実現したりすれば、またや斯界の思惑ではない外部的な力による史実となり、専門学校のあん摩科新設ラッシュという事態を招くだろう。

酷な見方だが、これまでの斯界は、外部からの圧力に抗したり押し流されたりするばかりで、自らの方針と戦略でポジティブに制度改革を実現したり、国民のニーズに基づいた医療的鍼灸を提供して地位の改善を手に入れることはできなかった、としか結論できない。

9. 結語

ここまで述べてきたことはフィクションではない。眼をそらすことのできない事実である。百年という歴史を直視して、よく考える。おそらく、法律217号を改変したり医療法に鍼灸が「医療」と位置付けられたりしても、利用率(市場)がすぐに上昇するとは思えない。また、教育環境を改善するには相当な労力が必要であるし、鍼灸師の質が臨床に反映し患者の増加に至るのはかなり時間がかかるだろう。勿論、これらの方針が間違っているというのではないが。今の観点では、お役所

や政治に頼っても拉致がないし、法律を変えたとしても、実質の改善にはつながらない。大学が設置されたって鍼灸および施術者の質は向上しなかったのだ。たかが百年されど百年である。

しかし、世界は鍼灸を求めている。永年にわたり、ごく少数の日本国民に支持されてきた、黄帝の内經であるというミステリアスな事象は世界に通用するのだ。このネガティブな実情とは裏腹に日本の繊細な鍼灸臨床が世界の各地で推奨されていることも徐々に判明しつつある。まさに、Kool Japan である。

歴史に IF はないといい、過去ばかりに拘っていても仕方がないともいわれる。しかし、歴史は繰り返す!歴史を顧みず、現実をも直視しないのがこれまでの斯界の姿ではなかろうか。矢野らの調査研究目的でも、斯界の起死回生と将来へのストラテジのために、厳しい現実を提示・考察しているのである。百年の歴史を覆す神の啓示を待つか、自らのブレーンで斬新な施策を切り出すか。せめて、伸るか反るか、という勢いだけでも見てみたい。

「準医師」の方々はどういうふうにお考えか?

Oh, Jizus Christ!

謝辞

構造的な科学論文を逸脱しましたが、すべて客観的な事実に基づき、過去の研究や本研究会の議論を踏まえて、冷静かつ慎重に考察したつもりです。レトロスペクティブでネガティブな内容に賛同は求めません。むしろ、一連の史実から将来を見透すポジティブな考察を願いたいほどです。

これまで支えてくださった、多くの方々に感謝します。そして、もちろん、この小論を覆すような出来事が日本の鍼灸に起こるよう祈っています。

この小論は形井秀一代表の助言なしでは実現しませんでした。御礼、申し上げます。